

## 「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」開催要綱

### 1. 背景・目的

- (1) 信書の送達分野においては、平成15年4月に「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、それまで国の独占とされてきた信書の送達が民間に開放され、本年11月末現在184社の特定信書便事業者が参入している。
- (2) 他方、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）においては、各省庁が所管する分野において講ずべき措置として、「それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直し」が掲げられている。
- (3) 以上の状況を踏まえ、信書便事業分野における個人情報保護のガイドラインの在り方の検討に資することを目的として、本研究会を開催する。

### 2. 名 称

本研究会は、「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3. 検 討 内 容

- (1) 信書便事業分野における個人情報保護等の現状
- (2) 諸外国の取組状況
- (3) 信書便事業分野における個人情報保護のガイドラインの在り方 等

### 4. 構 成 員

別紙のとおり。

### 5. 運 営

- (1) 研究会は郵政行政局長の主催とする。
- (2) 座長は、研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (3) 座長は、研究会を召集し、主宰する。

- (4) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (6) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

## 6. 開催期間

平成18年12月から平成19年6月まで開催予定

## 7. 庶務

研究会の庶務は、総務省郵政行政局信書便事業課が行う。

(別紙)

## 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

いで 井手	ひでき 秀樹	慶應義塾大学商学部教授
おおたに 大谷	かずこ 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
せいの 清野	きくこ 幾久子	明治大学法科大学院教授
ふじたに 藤谷	もりひと 護人	弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士
ふじわら 藤原	しずお 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
みむら 三村	ゆみこ 優美子	青山学院大学経営学部教授
やました 山下	はるこ 東子	明海大学経済学部教授

(別添)

### 研究会スケジュール (案)

会合	主な議事内容
第1回 (18年12月)	○研究会の立ち上げと現状認識 ・開催要綱、研究会の公開等 ・信書便事業について ・個人情報保護について
第2回 (19年2月)	○信書便事業者の取組等に関するヒアリング ・特定信書便事業者における個人情報保護の取組例 ・利用者の意見  ○諸外国の状況の分析 ・信書便事業分野に適用される個人情報保護関係法令等 ・信書便事業者における個人情報保護の取組例
第3回 (19年4月)	○論点整理 ・ガイドライン策定に当たっての基本的な考え方 等
第4回 (19年5月)	○ガイドライン(案)に関する議論
第5回 (19年6月)	○研究会報告書の取りまとめ

## 1. 背景事情

### 【国際】

- OECD 「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン[理事会勧告][OECD8原則]（昭55(1980)年）
- EU 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」  
[EUデータ保護指令]（平7(1995)年）

### 【国内】

- 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 [旧法] 公布（昭63(1988)年）
- 住基ネットの導入を内容とする住民基本台帳法の一部改正（平11(1999)年）
  - ・ 附則第1条第2項 「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」
  - ・ 小渕内閣総理大臣答弁 民間部門も含めた個人情報保護法制を整備する意向を表明
  - ・ 与党3党合意 3年以内に民間部門も含めた個人情報保護法制の整備を図ることで合意

## 2. 政府部内での検討

- 高度情報通信社会推進本部
  - ・ 個人情報保護検討部会 [座長：堀部政男（中央大学教授）] 中間報告（平11(1999)年）  
我が国の個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立するため、全分野を包括する基本法を制定することを報告。
- 情報通信技術（IT）戦略本部
  - ・ 個人情報保護法制化専門委員会 [座長：園部逸男（元最高裁判事）]  
個人情報保護基本法制に関する大綱（平12(2000)年10月）
  - ・ 個人情報保護に関する基本法制の整備について [IT戦略本部決定]（平12(2000)年10月）  
大綱を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進める。

## 3. 国会での審議

平13年 第151回国会提出（継続）、第152回国会（継続）、第153回国会（継続）  
平14年 第154回国会（継続）、第155回国会（継続、廃案）  
平15年 第156回国会（一部修正したものを再提出、成立（注）。公布は平15年5月、基本法部分は平15年5月施行、民間事業者への適用部分は平17年4月施行。）

（注）行政機関個人情報保護法（旧法を全面改正したもの）等の関連4法も成立。

## 4. 法律の内容

### ○ 個人情報の保護に関する基本法部分

#### 第1章 総則(第1条～第3条)

- 目的) 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする
- 定義) 「個人情報」、「個人情報データベース」、「個人情報取扱事業者」、「個人データ」、「保有個人データ」等
- 基本理念) 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない

#### 第2章 国及び地方公共団体の責務等(第4条～第6条)

国の責務、地方公共団体の責務、法制上の措置等

#### 第3章 個人情報の保護に関する施策等(第7条～第14条)

個人情報の保護に関する基本方針、国の施策、地方公共団体の施策、国及び地方公共団体の協力

### ○ 民間事業者が取り扱う個人情報の保護に関する部分

#### 第4章 個人情報取扱事業者の義務等(第15条～第49条)

- 1 個人情報取扱事業者の義務(第15条～第36条)
- 2 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条～第49条)

#### 第5章 雑則(第50条～第55条)

報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動に対する適用除外等

#### 第6章 罰則(第56条～第59条)

個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則

#### 附則

公布の日(平成15年5月30日)から施行  
第4章から第6章まで及び附則の経過措置の規定は、公布後2年以内の政令で定める日(平成17年4月1日)に施行

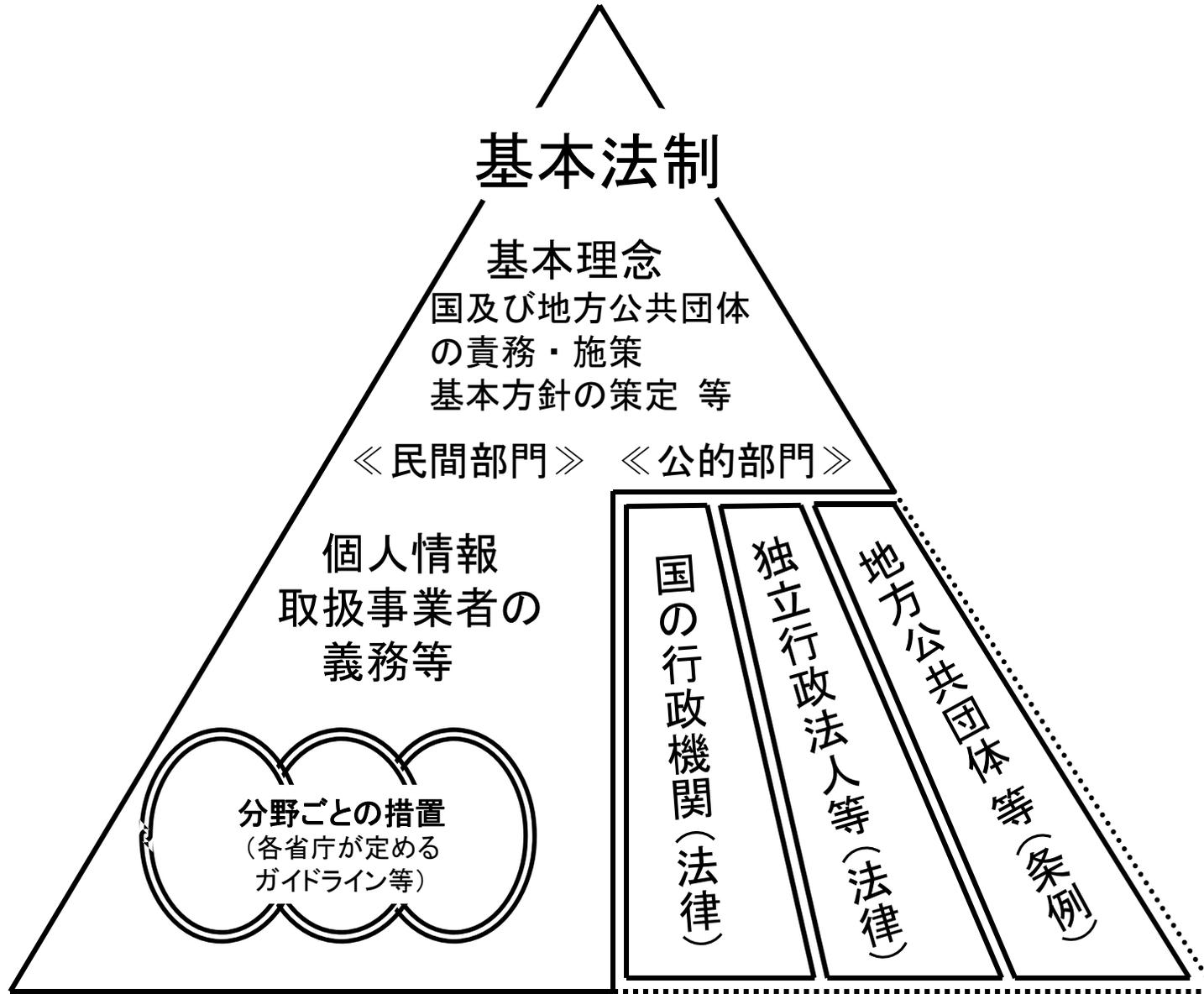
(参考1)

# 個人情報の保護に関する動向(全体)

		1980 昭55	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2005 平17
国    内	基本法						◎(15.5施行)基本法部分 ◇個人情報保護基本方針(16.4閣議決定)
	民間事業者		○民間部門における電子計算機処理に係る個人情報保護ガイドライン(平元通産省通達。平9告示、平成16全面改正「経産省ガイドライン」)	○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平3郵政省告示。平10、16、17改正)	☆プライバシーマーク制度発足(平10)	◎個人情報保護法(17.4施行)民間事業者部分	☆ISMS発足(平13) ○国土交通省ガイドライン(平16告示) ○その他分野ガイドライン(大半が平16以降)
	行政機関		◎行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(平元.10施行)	全面改正 (電子計算機処理以外の個人データも対象)			◎行政機関個人情報保護法(平17.4施行) ○指針(平16.9総務省行管局長通知)
	独立行政法人等						◎独法等個人情報保護法(平17.4施行) ○指針(平16.9総務省行管局長通知)
	地方自治体		・昭和50年代前半から、各自治体(都道府県、市町村)で個人情報保護条例を順次整備				○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平13.3策定。平15,18改正) ・すべての自治体で個人情報保護条例を制定(平18.4)
国際		・OECD8原則(1980(昭55))	・国連の電算処理に係る個人データファイルガイドライン(1990(平2))	・EUデータ保護指令(1995(平7))	・APECプライバシーフレームワーク(2004(平16))	・データ保護、プライバシー、ミッショナー国際会議モントルー宣言(2005(平17))	

(参考2)

## 個人情報保護法制の体系イメージ



出典:内閣府国民生活局個人情報保護推進室作成資料を一部修正。

(参考3)

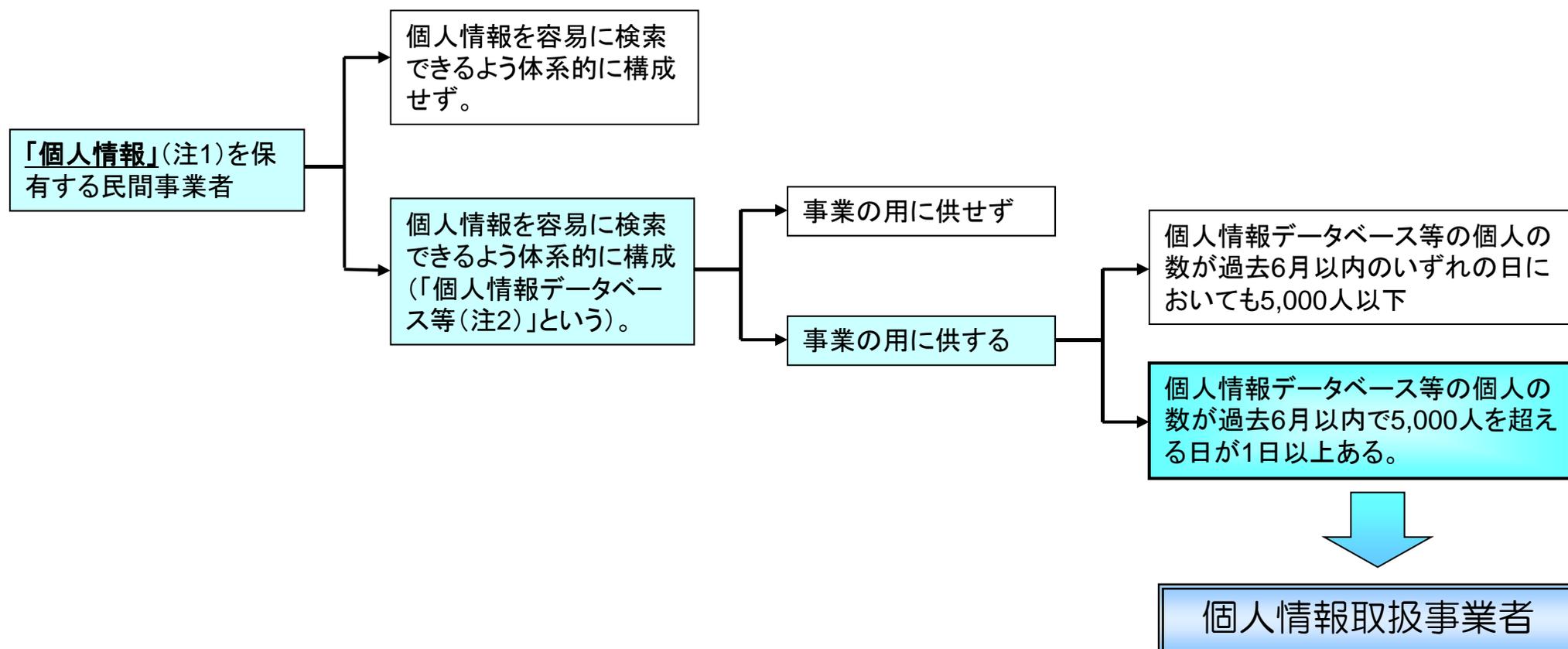
## OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8 原則	個人情報取扱事業者の義務
<p>○ <u>目的明確化の原則</u> 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき</p> <p>○ <u>利用制限の原則</u> データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない</p>	<p>○ 利用目的をできる限り特定しなければならない(第15条)</p> <p>○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(第16条)</p> <p>○ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない(第23条)</p>
<p>○ <u>収集制限の原則</u> 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき</p>	<p>○ 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)</p>
<p>○ <u>データ内容の原則</u> 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき</p>	<p>○ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)</p>
<p>○ <u>安全保護の原則</u> 合理的安全保障措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき</p>	<p>○ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)</p> <p>○ 従業者・委託先に対する必要な監督を行わなければならない。(第21,22条)</p>
<p>○ <u>公開の原則</u> データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</p> <p>○ <u>個人参加の原則</u> 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申し立てを保証すべき</p>	<p>○ 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)</p> <p>○ 利用目的等を本人の知り得る状態に置かななければならない。(第24条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)</p>
<p>○ <u>責任の原則</u> 管理者は諸原則実施の責任を有する</p>	<p>○ 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)</p>

\* 各義務規定には適宜除外事由あり。

出典:内閣府国民生活局個人情報保護推進室作成資料

## 1. 法の適用対象事業者～個人情報取扱事業者



注1: 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

注2: 個人情報データベース等を構成する個々の「個人情報」を「個人データ」という。また、「個人データ」のうち、民間事業者が開示、訂正、利用停止等のすべての権限を有するものを「保有個人データ」という。

## 2. 個人情報取扱事業者の義務

### (1) 個人情報について

- ・ 利用目的の特定(第15条第1項)
- ・ 利用目的の変更の制限(第15条第2項)
- ・ 利用目的による制限(第16条)
- ・ 適正な取得(第17条)
- ・ 取得に際しての利用目的の通知等(第18条)
- ・ 苦情の処理(第31条)

### (2) 個人データについて

- ・ データ内容の正確性の確保(第19条)
- ・ 安全管理措置(第20条)
- ・ 従業員の監督(第21条)
- ・ 委託先の監督(第22条)
- ・ 第三者提供の制限(第23条)

### (3) 保有個人データについて

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等(第24条)
- ・ 保有個人データの開示(第25条)
- ・ 保有個人データの内容の訂正等(第26条)
- ・ 保有個人データの利用停止等(第27条)
- ・ 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明(第28条)
- ・ 保有個人データに関する開示等の手続(第29条)
- ・ 手数料(第30条)

## 3. その他

### (1) 実効性担保のしくみ(個人情報漏えい等への対応)

- ・ 苦情の処理(第31条等)
- ・ 主務大臣の報告の徴収(第32条)
- ・ 主務大臣の助言(第33条)
- ・ 主務大臣の勧告及び命令(第34条)

### (2) 認定個人情報保護団体

- ・ 認定(第37条)
- ・ 欠格事由(第38条)
- ・ 認定の基準(第39条)
- ・ 廃止の届出(第40条)
- ・ 対象事業者(第41条)
- ・ 苦情の処理(第42条)
- ・ 個人情報保護指針(第43条)
- ・ 目的外利用の禁止(第44条)
- ・ 名称の使用制限(第45条)
- ・ 主務大臣による報告の徴収(第46条)
- ・ 主務大臣による命令(第47条)
- ・ 主務大臣による認定の取消(第48条)
- ・ 主務大臣の指定等(第49条)

### (3) 適用除外

- ・ 主務大臣の権限の行使の制限(第35条)
- ・ 適用除外(第50条)

(参考1)

# 個人情報の種類(管理形態)と個人情報取扱事業者に適用される義務の区分

## 個人情報の種類 (管理形態)

個人情報(第2条第1項)

例: 記入済みアンケート用紙

検索できるよう  
体系的に整理

個人データ(第2条第4項)

例: 委託を受けて処理しているデータ

事業者が6ヶ月を超えて保有し、開示、訂正、利用停止などの権限を有するもの

保有個人データ(第2条第5項)

例: 顧客データ、自社の従業員データ

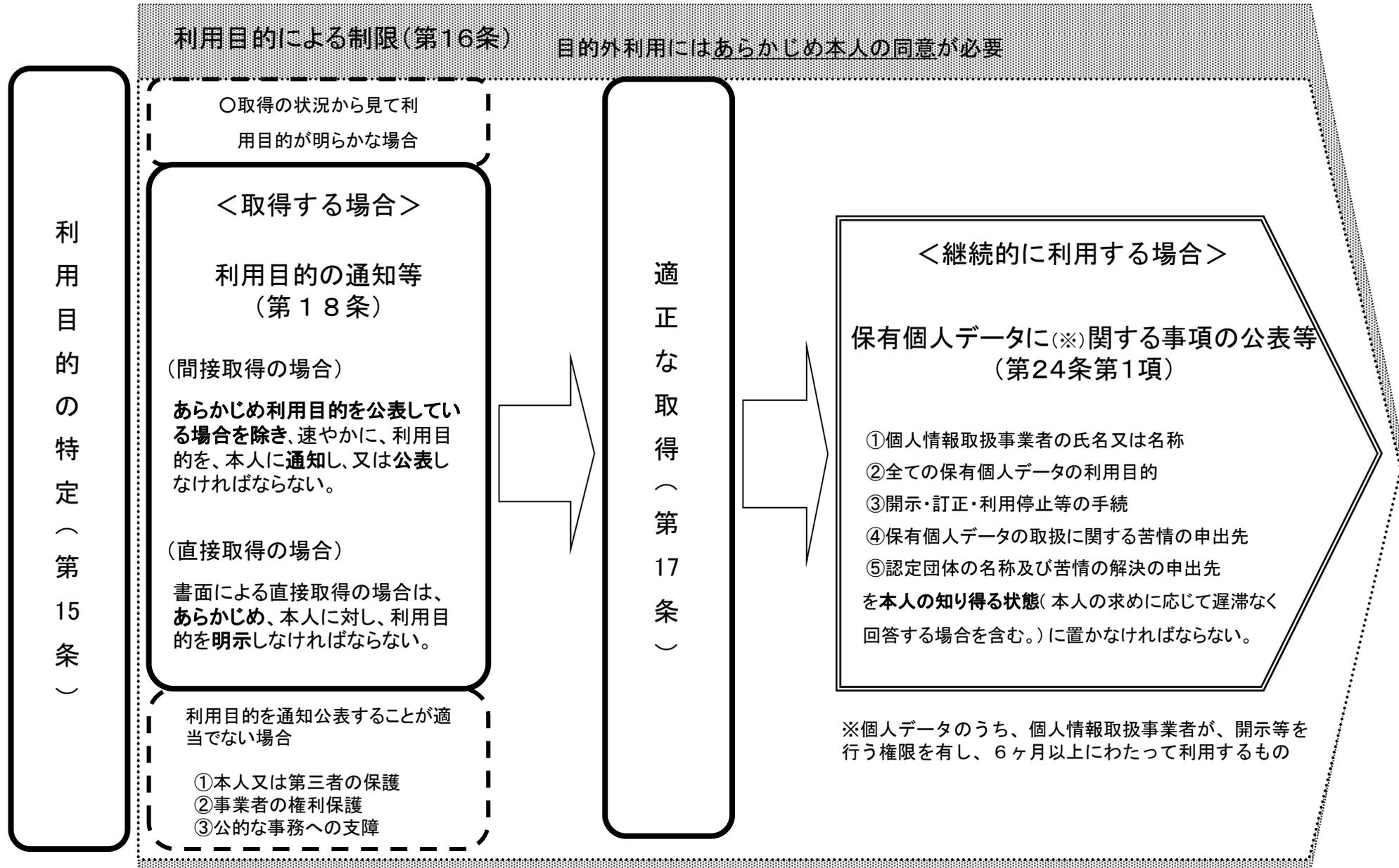
## 個人情報取扱事業者の義務

第15条 (利用目的の特定)  
第16条 (利用目的による制限)  
第17条 (適正な取得)  
第18条 (取得に際しての利用目的の通知等)  
第31条 (苦情の処理)

第19条 (データ内容の正確性の確保)  
第20条 (安全管理措置)  
第21条 (従業員の監督)  
第22条 (委託先の監督)  
第23条 (第三者提供の制限)

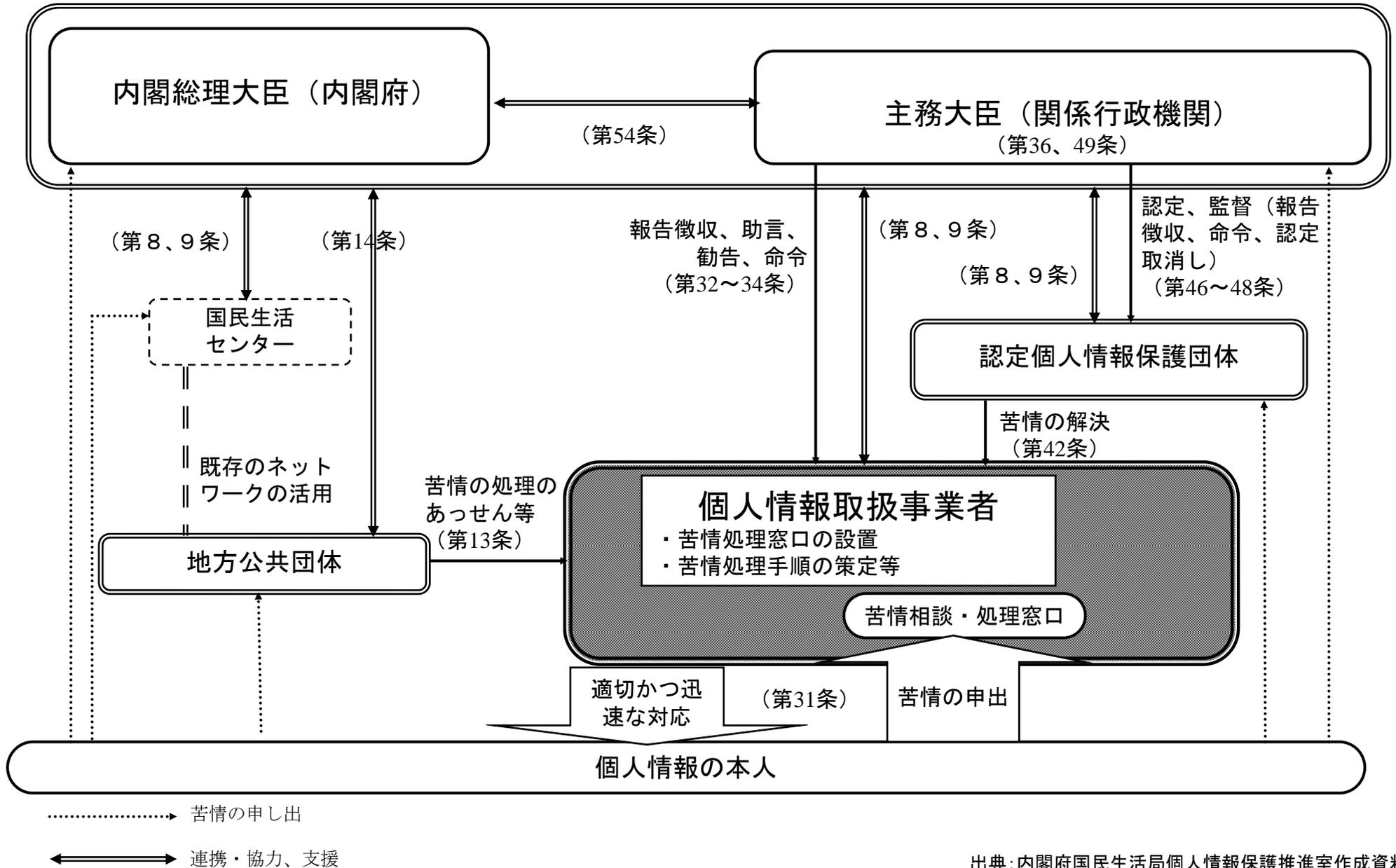
第24条 (保有個人データに関する事項の公表等)  
第25条 (開示)  
第26条 (訂正等)  
第27条 (利用停止等)  
第28条 (保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明)  
第29条 (保有個人データに関する開示等の手続)  
第30条 (手数料)

# 個人情報の取得・利用に際してのルール



(参考2-2)

## 個人情報取扱いに関し本人との間に生じた苦情の処理の仕組み



## 個人データの適正・安全な管理

- 個人データ内容の正確性の確保（第19条）  
利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保することが必要。

### 具体的な措置

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定等 等

- 安全管理措置（第20条）

個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置が必要。

### 具体的な措置

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

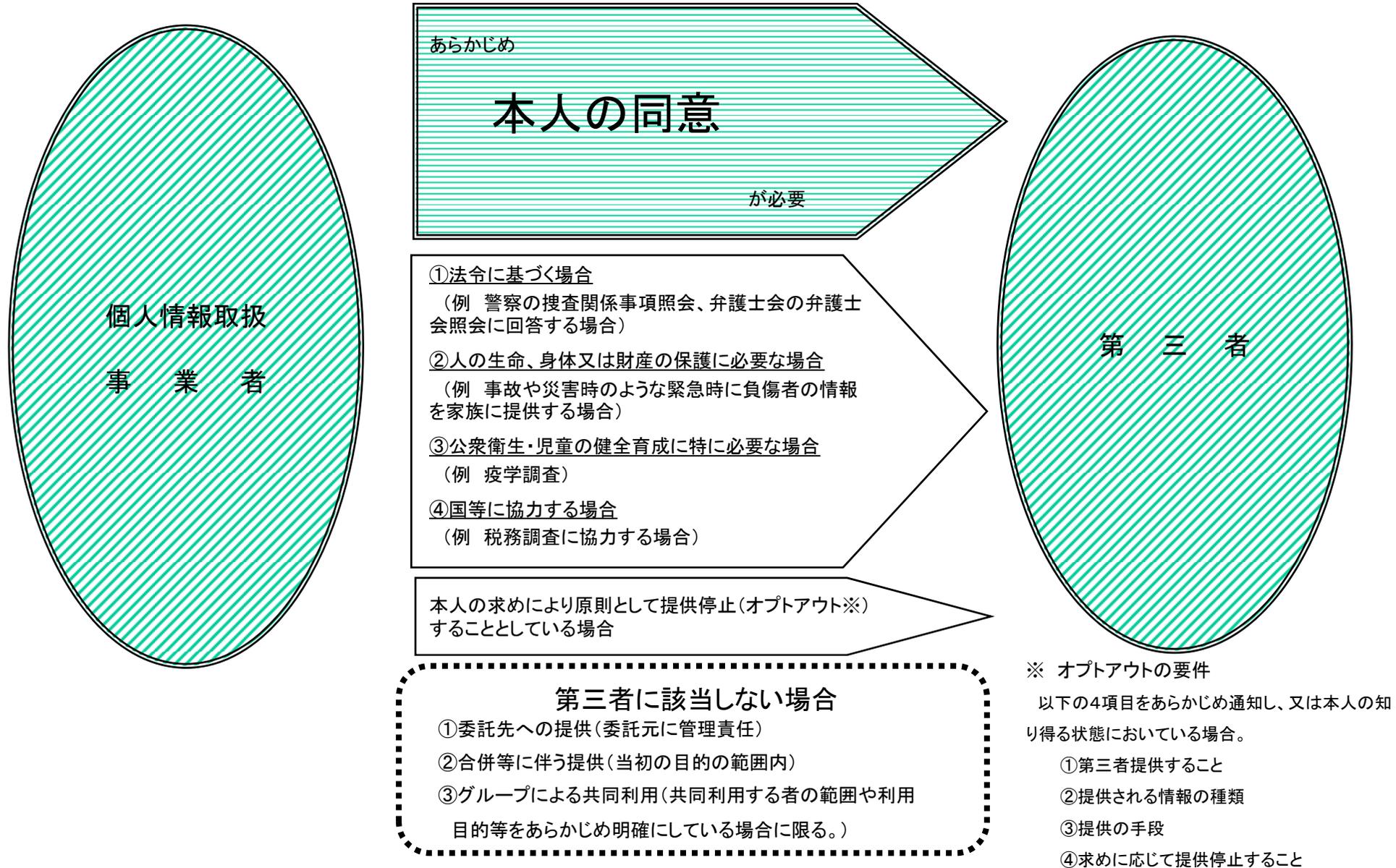
- 従業員・委託先の監督（第21、22条）

個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

### 具体的な措置

- ・ 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・ 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

## a 個人データの第三者提供の制限



## b 本人の求めによる提供停止(オプトアウト)の仕組みについて

### ①具体的事例

- 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など

### ②要件

- 本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。
- 以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていること。
  - ・ 第三者提供すること
  - ・ 個人データの内容、提供方法
  - ・ 本人の求めにより第三者提供を停止すること

### ③効果

②の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認

## c 第三者に該当しない場合

### ○委託先への提供(第1号)

(例) ○データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

○百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など

(※)個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

### ○合併等に伴う提供(第2号)

(例) ○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

○営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

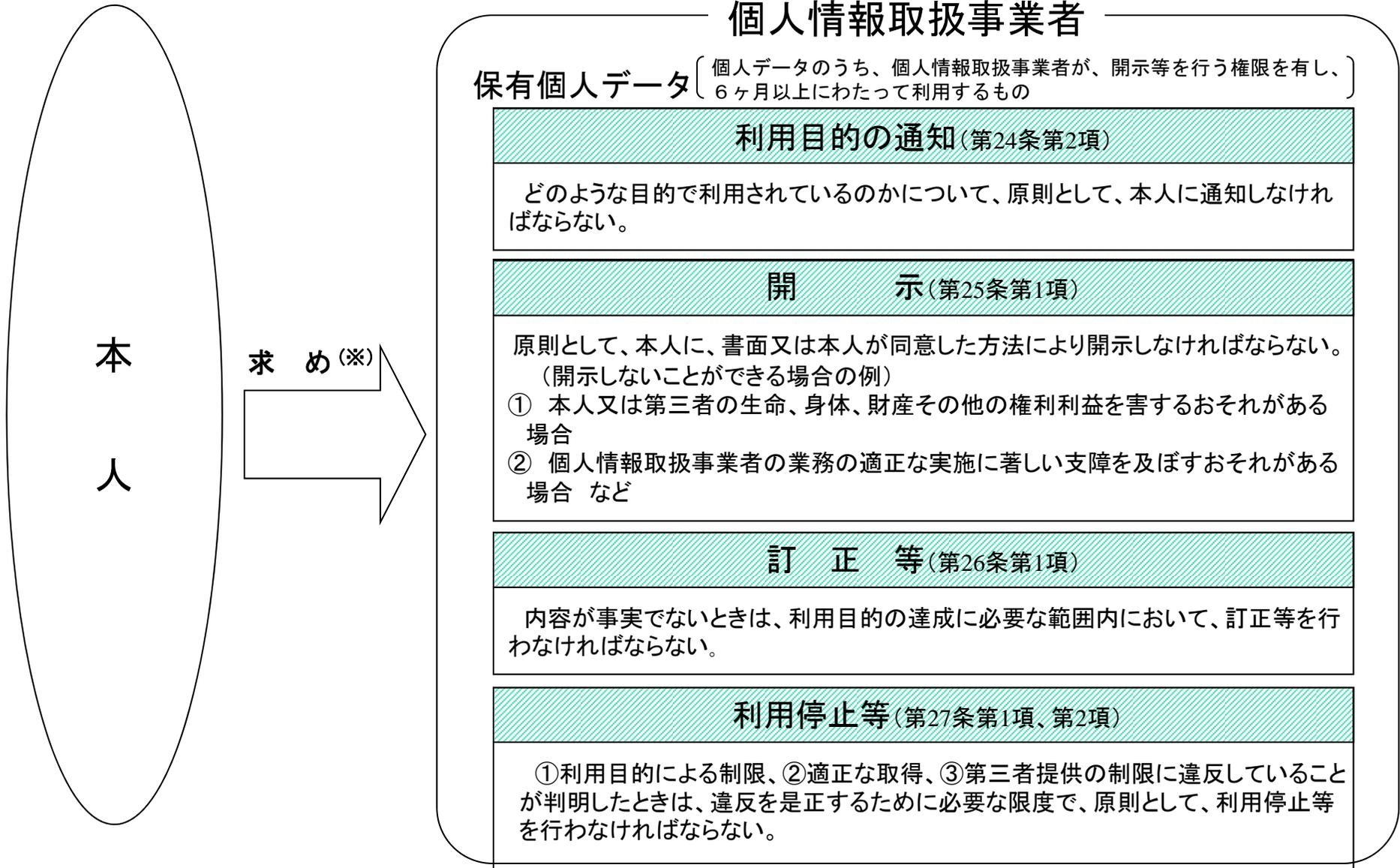
(※)譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

### ○グループによる共同利用(第3号)

(例) ○観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

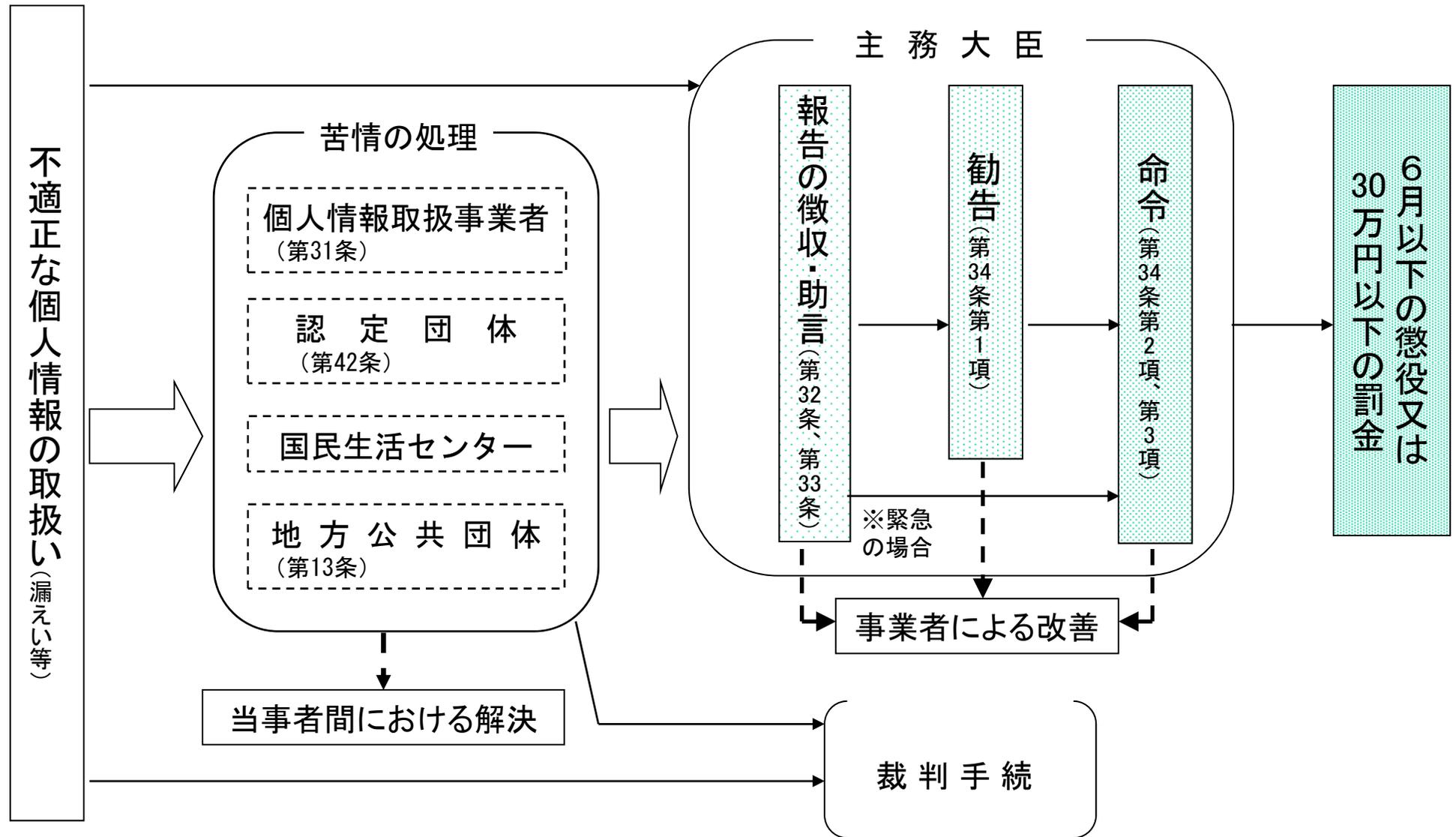
(※)共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

## 保有個人データへの本人の関与の仕組み



※開示等の求めは、法定代理人又は本人が委任した代理人によりすることができる。

## 実効性担保の仕組み



## 認定個人情報保護団体の仕組み

### 1 目的

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。

### 2 認定の基準

- ① 業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)
- ② 業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)

### 3 業務

- ① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)
- ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)
- ③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)

### 4 認定団体の 信頼性の確保

- 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- 名称の使用制限(第45条)
- 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

### 5 認定の効果

- 個人⇒一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。
- 個人情報取扱事業者⇒適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。

## 適用除外について

### 個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)

報道機関	著述を業として行う者	学術研究機関	宗教団体	政治団体
その他の活動	その他の活動	その他の活動	その他の活動	その他の活動
報道活動	著述活動	学術研究	宗教活動	政治活動

(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動 ※)

※(例)①報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為

②報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為

③報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為

### 適用除外規定(第50条)

- ① 5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外(主務大臣の勧告・命令等も適用されない。)
- ② 個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

### 主務大臣の権限の制限(第35条)

- ① 主務大臣による勧告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。
- ② 5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。

※ 報道機関には、放送機関、新聞社、通信社のほか、報道を業として行う出版社も含まれる。  
また、著述を業として行う出版社も著述を業として行う者に含まれる。

出典:内閣府国民生活局個人情報保護推進室作成資料

## 1. 基本的な考え方（基本方針2(3)）

- 法に定めるルールは各分野に共通する必要最小限のもの。
- このため、各省庁はそれぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを検討。
- 事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援。

## 2. ガイドラインの現状

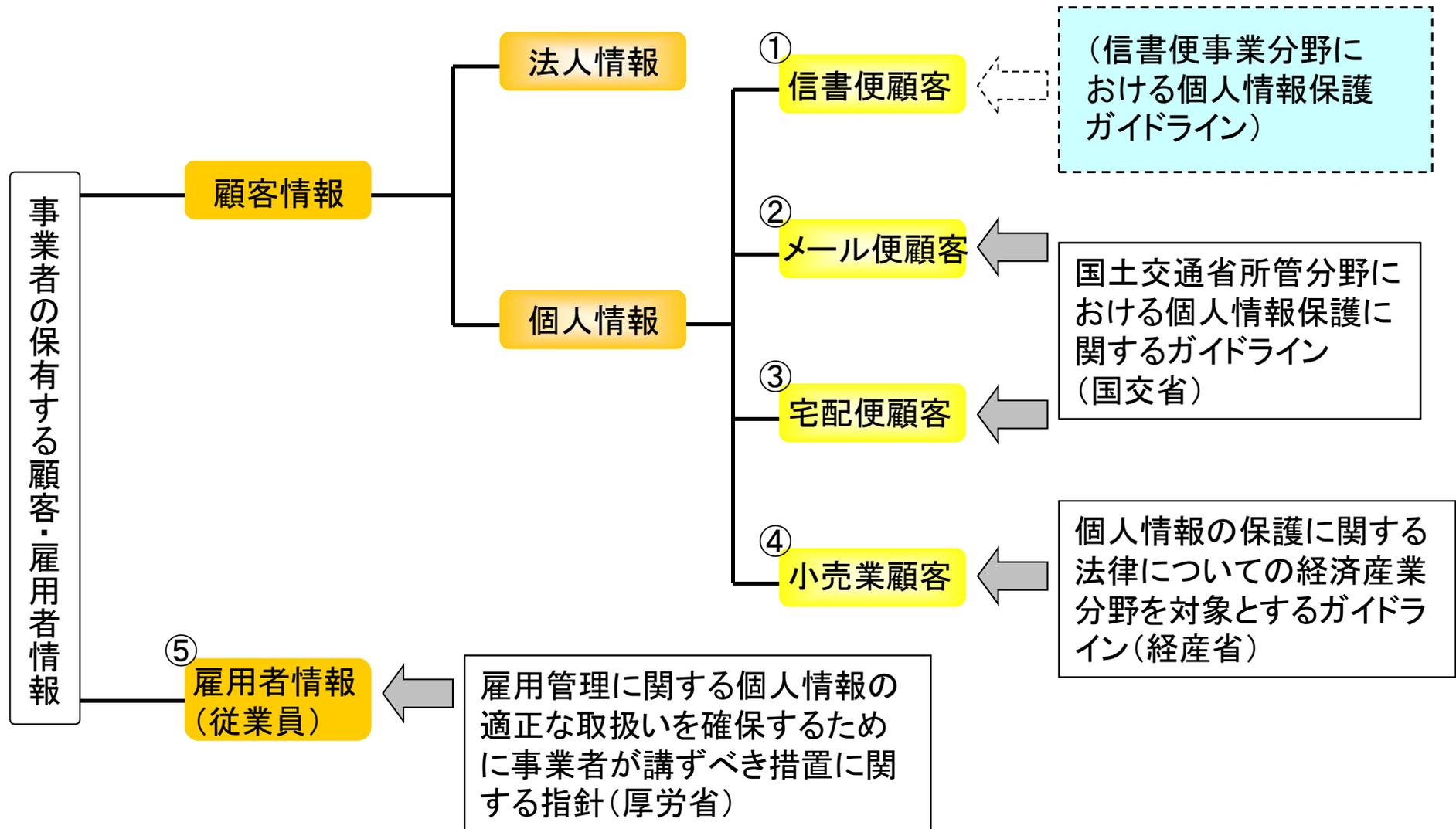
- 内閣府の整理によると、現時点で22分野において34のガイドラインが策定（資料3-4参照）。
  - ガイドラインの策定方法は省庁ごとに様々であるが、大別すると2つのパターン。
    - ① 所管行政分野に共通のガイドラインを策定 → 農林水産省、国土交通省等
    - ② 所管行政分野の個別の事業分野ごとのガイドラインを策定  
→ 総務省（電気通信、放送）、厚生労働省（福祉、職業紹介等、労働者派遣等）
- ※ なお、「雇用管理」については、全省庁に横断的なガイドラインとして、厚生労働省が策定。

## 3. ガイドライン策定に当たっての留意事項

- 所管する事業分野において取り扱われる個人情報の性質、利用方法等の検証。
- 一事業者が複数の分野の事業を実施している現状があることから、他分野のガイドラインとの整合性の確保。
- 内閣府が分野別に整理してとりまとめた個人情報保護に関するガイドラインの体系における位置付け。

(参考1)

## 個人情報の分類とガイドラインの適用関係(イメージ)



注1) 例えば、②、③、④が一体のデータベースとなっている場合は、それぞれの事業分野のガイドラインが重複して適用される。

注2) ①～⑤がすべて「個人情報データベース等」である場合、この事業者が「個人情報取扱事業者」に該当するか否かは、①～⑤のすべての個人の数合計した人数で判断する。

## ガイドライン間の調整について

### 個人情報保護法(抄)

(連絡及び協力)

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

### 個人情報の保護に関する基本方針(抄)

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

② 共管の場合の主務大臣の連携のあり方

個人情報取扱事業者が多角的に事業を行っている場合や、その取り扱う個人情報に雇用管理に関するものを含んでいる場合等において、特定の事案について複数の主務大臣が共管する場合が考えられる。このような事案については、事業者の負担軽減及び各省庁間における整合的な制度の運用の確保の観点から、共管となる各省庁間で、十分な連携を図り、権限を行使することを基本とする。

### 「個人情報の保護に関する主な検討課題」に関する意見募集結果(抄)

(H18. 11. 24. 国民生活審議会第11回個人情報保護部会 資料7-1 より抜粋)

#### 3. 事業者等の取組

(1) 事業者等の全般的な取組について

① ガイドライン等のあり方について

- 事業者全体に共通して適用するガイドラインと事業分野ごとのガイドラインなど、ガイドラインの統合・整理を求める。(社)情報サービス産業協会等)
- ガイドラインの規定が事業分野に応じて異なるのはやむを得ないが、用語の定義など基本的事項については共通化すべき。(社)全国消費生活相談員協会等)
- ガイドラインの共通化に賛同する。センシティブ情報への該当性、各分野に共通する「委託先の監督」について、省庁間で調整が必要。(全国銀行協会)

## 郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会からの提言

### 5 郵便における競争を促進する施策

#### (5) 提言

以上のことを踏まえ、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じないことを前提としつつ、信書送達事業が、サービス提供者の増加による競争により、国民にとって一層利用しやすいものとなるための新たな第1段階として、平成19年10月に予定されている郵政民営化に向けて、以下に掲げる方向で施策を講ずることを提言する。

#### ⑤ 利用者の保護

##### b) 個人情報の保護

個人情報の保護については、平成17年4月に全面施行された個人情報保護法に基づき、利用者の意識の変化等を踏まえた適切な対応が求められる。

同法によると、5千件を超える個人情報で構成される「個人情報データベース等」を事業の用に供する事業者は、漏洩や滅失を防ぐための安全管理措置、本人からの求めに応じた開示、訂正、利用停止等の措置を講じなければならないとされている。

信書便事業者に対しては、参入事業者を中心に、引き続き個人情報保護法の周知活動等を行うとともに、個人情報の取扱いの実情を適切に把握しつつ、信書便分野の個人情報保護のガイドラインの策定などについて検討する必要がある。

(平成18年6月 郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会 報告書抜粋)